

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成28年11月14日

【四半期会計期間】 第56期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 松 喜与志

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝 口 清

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝 口 清

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第2四半期 連結累計期間	第56期 第2四半期 連結累計期間	第55期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	9,378	7,717	18,822
経常利益 (百万円)	888	221	1,796
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	587	234	1,225
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	604	100	866
純資産額 (百万円)	11,812	11,776	12,008
総資産額 (百万円)	20,017	19,003	20,323
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	53.41	21.34	111.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.9	61.9	59.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	253	345	707
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	325	174	83
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	332	268	525
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,951	2,236	2,420

回次	第55期 第2四半期 連結会計期間	第56期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	33.77	20.73

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国を始めとするアジア新興国等における景気の下振れ懸念や、イギリスのEU離脱問題などから、先行き不透明な状況が続いたものの、政府の各種景気刺激策の効果等により、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。

工作機械業界におきましては、平成28年4月に単月の業界受注総額が32か月ぶりに1,000億円を下回った後、概ね横ばいで推移したため、当第2四半期連結累計期間の受注総額は前年同期に比べ18.3%減少となるなど、内需及び外需のいずれにおいても好調だった昨年に比べると力強さに欠ける状況でした。

このような状況の中で、当社グループの当第2四半期連結累計期間の連結売上高は77億17百万円と、前年同期に比べ16億60百万円(17.7%減)の減収となり、営業利益は2億24百万円(前年同期比73.1%減)、経常利益は2億21百万円(同75.1%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億34百万円(同60.0%減)の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

工作機械事業

工作機械事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は69億47百万円(前年同期比17.9%減)、営業利益は2億39百万円(同71.2%減)となりました。

地域別の売上高については、前年同期に比べ、ヨーロッパ向けが増加したものの、国内、北米、アジア向けが減少したことにより、内需は46億98百万円(同5.4%減)、外需は22億48百万円(同35.7%減)となり、外需比率は32.4%(前年同期は41.3%)となりました。

なお、工作機械受注高については、アジア向けを除き増加し、70億58百万円(同5.7%増)となり、工作機械受注残高は58億73百万円(同5.1%減)となりました。

当第2四半期連結累計期間における主な取り組みとして、日本海側最大級の機械工業見本市であるMEX金沢や、アメリカで開催された国際工作機械見本市IMTS2016等の展示会へ出展し、スカイピング加工対応機「SKV-8」及び受注が増加している2スピンドル製品群「XWシリーズ」などの広報・営業活動を行いました。また、海外の連結子会社においてプライベートショーを実施しました。

製品面では、アジア市場をターゲットとするエントリーモデル「GSL-10」の好調な売行きを受け、ヨーロッパ向けに改良を加えた「ESL-10」を新たに発表しました。

IT関連製造装置事業

IT関連製造装置事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は2億58百万円(前年同期比34.6%減)、営業損失は10百万円(前年同期は18百万円の営業利益)となりました。

半導体関連を中心として回復傾向がみられ、また、新規案件の開拓等において一定の成果はあったものの、売上高は計画を下回る低い水準にとどまりました。

自動車部品加工事業

自動車部品加工事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は5億11百万円(前年同期比1.3%減)、営業損失は5百万円(前年同期は8百万円の営業損失)となりました。

単体では当第2四半期において売上高が伸長し営業利益を計上しましたが、タイに設立した連結子会社による業績への寄与に遅れが生じており、連結では損失計上となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第2四半期連結会計期間末の総資産は190億3百万円となり、前連結会計年度末に比べて、13億19百万円減少しました。

その主な要因としましては、電子記録債権が13億71百万円、たな卸資産が1億69百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が24億79百万円、投資その他の資産のその他(投資有価証券等)が2億56百万円、現金及び預金が2億6百万円減少したことによるものです。

負債

当第2四半期連結会計期間末の負債は72億27百万円となり、前連結会計年度末に比べて、10億87百万円減少しました。

その主な要因としましては、長期末払金が3億87百万円増加したものの、役員退職慰労引当金が3億95百万円、電子記録債務が3億37百万円、流動負債のその他(未払金等)が2億69百万円、未払法人税等が2億36百万円、長期借入金が1億9百万円減少したことによるものです。

純資産

当第2四半期連結会計期間末の純資産は117億76百万円となり、前連結会計年度末に比べて、2億32百万円減少しました。

その主な要因としましては、利益剰余金が1億2百万円増加したものの、為替換算調整勘定が2億52百万円減少したことによるものです。なお、自己資本比率は61.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、3億45百万円の資金流入(前年同期は2億53百万円の資金流入)となりました。

その主な要因としましては、法人税等の支払いや、仕入債務の減少等があったものの、売上債権の減少や税金等調整前四半期純利益の計上等があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1億74百万円の資金流出(前年同期は3億25百万円の資金流出)となりました。

その主な要因としましては、有形固定資産の取得による支出等があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2億68百万円の資金流出(前年同期は3億32百万円の資金流出)となりました。

その主な要因としましては、配当金の支払や長期借入金の返済による支出等があったことによるものです。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、1億83百万円の減少(前年同期は4億10百万円の減少)となり、当第2四半期連結累計期間末残高は22億36百万円(前年同期は19億51百万円)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

・会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様の判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

・会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には、安全でメリットのある商品を 従業員には、生活の安定と希望を 株主には、適切な配当を 提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

・会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)の継続を第53回定時株主総会(平成26年6月26日開催)に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

(<http://www.takamaz.co.jp/pdf/140509-2.pdf>)

・本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないことについて

1．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上、事前開示・株主意思、必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

2．当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

3．合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4．株主意思を尊重するものであること

本プランは、第53回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、83百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	11,020,000	11,020,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日		11,020,000		1,835		1,776

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
高松機械工業取引先持株会	石川県白山市旭丘1 - 8	848	7.70
株式会社タカマツ	石川県白山市宮永市町83 - 7	810	7.35
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 - 8 - 11	505	4.59
北国総合リース株式会社	石川県金沢市片町2 - 2 - 15	433	3.93
株式会社北国銀行	石川県金沢市広岡2 - 12 - 6	408	3.70
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1)	397	3.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 - 6 - 6	384	3.48
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2 - 1 - 1	360	3.27
高松機械工業社員持株会	石川県白山市旭丘1 - 8	343	3.12
株式会社朝日電機製作所	石川県白山市旭丘1 - 10	340	3.09
計		4,830	43.84

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,988,300	109,883	
単元未満株式	普通株式 3,100		
発行済株式総数	11,020,000		
総株主の議決権		109,883	

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1 - 8	28,600		28,600	0.26
計		28,600		28,600	0.26

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (営業本部副本部長兼 国内営業部長兼 FFC機・メクトロン機支援室長)	取締役 (営業本部副本部長兼 国内営業部長)	徳 野 穰	平成28年6月29日

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,427	3,220
受取手形及び売掛金	5,812	3,333
電子記録債権	1,355	2,726
商品及び製品	717	828
仕掛品	1,066	1,116
原材料及び貯蔵品	984	992
その他	376	584
貸倒引当金	14	12
流動資産合計	13,725	12,790
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,469	1,448
土地	2,282	2,262
その他（純額）	1,258	1,195
有形固定資産合計	5,010	4,906
無形固定資産	111	89
投資その他の資産		
その他	1,510	1,253
貸倒引当金	34	34
投資その他の資産合計	1,475	1,218
固定資産合計	6,597	6,213
資産合計	20,323	19,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,957	1,897
電子記録債務	2,266	1,929
短期借入金	858	858
未払法人税等	339	103
賞与引当金	210	200
役員賞与引当金	39	20
製品保証引当金	64	51
その他	955	685
流動負債合計	6,690	5,746
固定負債		
長期借入金	512	402
役員退職慰労引当金	395	-
退職給付に係る負債	662	657
長期未払金	-	387
その他	52	33
固定負債合計	1,623	1,480
負債合計	8,314	7,227
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,818	1,818
利益剰余金	7,929	8,032
自己株式	11	11
株主資本合計	11,571	11,673
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	160	80
為替換算調整勘定	343	90
退職給付に係る調整累計額	87	84
その他の包括利益累計額合計	416	87
非支配株主持分	21	15
純資産合計	12,008	11,776
負債純資産合計	20,323	19,003

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	9,378	7,717
売上原価	6,914	5,862
売上総利益	2,463	1,855
販売費及び一般管理費	1,629	1,630
営業利益	833	224
営業外収益		
受取利息	6	1
受取配当金	8	10
持分法による投資利益	16	-
為替差益	0	11
その他	30	28
営業外収益合計	61	51
営業外費用		
支払利息	6	4
持分法による投資損失	-	49
その他	0	0
営業外費用合計	6	54
経常利益	888	221
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	-	105
特別利益合計	-	106
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	888	328
法人税、住民税及び事業税	351	90
法人税等調整額	47	6
法人税等合計	303	97
四半期純利益	584	231
非支配株主に帰属する四半期純損失()	2	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	587	234

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純利益	584	231
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20	79
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	3	149
退職給付に係る調整額	14	3
持分法適用会社に対する持分相当額	16	105
その他の包括利益合計	19	331
四半期包括利益	604	100
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	607	94
非支配株主に係る四半期包括利益	3	5

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	888	328
減価償却費	198	230
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	28	0
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	2
賞与引当金の増減額(は減少)	72	7
受取利息及び受取配当金	14	11
支払利息	6	4
投資有価証券売却損益(は益)	-	105
売上債権の増減額(は増加)	490	1,068
たな卸資産の増減額(は増加)	208	235
仕入債務の増減額(は減少)	370	330
その他	211	258
小計	583	680
利息及び配当金の受取額	14	9
利息の支払額	6	4
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	338	339
営業活動によるキャッシュ・フロー	253	345
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	461	314
有形固定資産の売却による収入	-	21
投資有価証券の取得による支出	2	2
投資有価証券の売却による収入	-	116
定期預金の預入による支出	1,313	991
定期預金の払戻による収入	1,455	999
その他	3	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	325	174
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100	-
長期借入金の返済による支出	109	109
自己株式の取得による支出	-	0
非支配株主からの払込みによる収入	14	-
配当金の支払額	109	131
非支配株主への配当金の支払額	0	0
リース債務の返済による支出	27	27
財務活動によるキャッシュ・フロー	332	268
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	85
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	410	183
現金及び現金同等物の期首残高	2,362	2,420
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,951	2,236

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。
(役員退職慰労金制度の廃止) 当社の役員退職慰労引当金については、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成28年6月28日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。 同制度廃止に伴い、在任期間に対する役員退職慰労金の打ち切り支給を同総会で決議し、役員退職慰労引当金残高387百万円を固定負債の「長期未払金」に計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

輸出手形割引高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
輸出手形割引高	39百万円	- 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給与及び手当	450百万円	467百万円
賞与引当金繰入額	114百万円	89百万円
退職給付費用	31百万円	38百万円
役員賞与引当金繰入額	19百万円	20百万円
製品保証引当金繰入額	1百万円	12百万円
減価償却費	38百万円	39百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	3,326百万円	3,220百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,374百万円	983百万円
現金及び現金同等物	1,951百万円	2,236百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	109	10	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	65	6	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	131	12	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	76	7	平成28年9月30日	平成28年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,464	395	518	9,378	-	9,378
セグメント間の内部売上高 又は振替高	47	-	-	47	47	-
計	8,511	395	518	9,425	47	9,378
セグメント利益又は損失()	831	18	8	840	6	833

(注) 1 売上高の調整額 47百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 6百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,947	258	511	7,717	-	7,717
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	-	-	6	6	-
計	6,954	258	511	7,724	6	7,717
セグメント利益又は損失()	239	10	5	224	0	224

(注) 1 売上高の調整額 6百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額0百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に变更しております。

なお、当該変更がセグメント損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	53円41銭	21円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	587	234
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	587	234
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,991	10,991

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1 厚生年金基金の特例解散について

当社が加入する「日本工作機械関連工業厚生年金基金」は、平成28年8月24日開催の代議員会において、基金解散認可申請を行うことを決議いたしました。また、厚生労働大臣への解散申請手続きを行い、平成28年11月1日付で認可を受けました。

なお、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

2 ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成28年6月28日開催の当社第55回定時株主総会において承認可決されました、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く)及び従業員に対する新株予約権の発行につきまして、平成28年11月11日開催の取締役会において以下のとおり具体的内容を決定いたしました。

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

合計88名であり、その内訳は下記のとおりであります。

当社取締役(社外取締役を除く)	9名	680個
当社従業員	79名	1,720個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式240,000株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,400個(新株予約権1個につき普通株式100株。但し、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「払込価額」という)は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所が公表する当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)、割当日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)のどちらか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使の場合、を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成31年5月21日から平成32年5月20日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

割り当てられた新株予約権には複数の業績達成条件を付するものとする。当該条件をすべて満たした場合に限りすべて行使することができ、当該条件を満たさなかった場合、その程度に応じ一部又はすべてを行使することができない。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が(8)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は新株予約権を放棄した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11)割当日

平成28年11月25日

2 【その他】

第56期(平成28年4月1日から平成29年3月31日)中間配当については、平成28年11月11日開催の取締役会において、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	76百万円
1株当たり中間配当金	7円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 久 晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 間 智 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。